

## 【イギリス】2022年高度研究発明庁法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

\* 2022年2月24日、ハイリスク・ハイリターンな科学研究に対し資金提供等の支援を行う高度研究発明庁（ARIA）が設立された。

### 1 法律制定の経緯等

イギリスには、1965年科学技術法<sup>1</sup>、2017年高等教育・研究法<sup>2</sup>等、科学研究への財政援助等について規定する法律があったが、2019年10月の女王演説において、新たにハイリスク・ハイリターンな科学研究に財政援助等を行うための法律を制定する方針が表明された<sup>3</sup>。2020年予算案では、当該財政援助等を行う機関として、少なくとも8億ポンド<sup>4</sup>を投じて高度研究発明庁（Advanced Research and Invention Agency: ARIA）を設立することが示された<sup>5</sup>。

これを受けて、2022年2月24日、2022年高度研究発明庁法<sup>6</sup>が制定された。同法は、全14か条及び3附則から成り、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドに適用される。本則は、一部を除き主務大臣が委任立法<sup>7</sup>による規則により指定する日に施行される<sup>8</sup>。

ARIAは、米国防高等研究計画局（Defense Advanced Research Projects Agency: DARPA。旧 ARPA）をモデルとし、科学分野における技術革新やパラダイムシフトをもたらす可能性のある研究に焦点を当てた活動を行う<sup>9</sup>。なお、DARPAは、インターネットの原型である ARPAnet の創設、GPS や気象衛星の開発援助等の著しい成果を上げている。

### 2 2022年高度研究発明庁法の概要

#### (1) ARIAの概要（第1条～第3条）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

<sup>1</sup> Science and Technology Act 1965 c.4. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1965/4/contents>> 主務大臣が、研究への資金提供を行い、研究評議会を設立する権限等を規定する。

<sup>2</sup> Higher Education and Research Act 2017 c.29. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/29/contents>> 英国研究・イノベーション機構（United Kingdom Research and Innovation: UKRI）を設立し、同機構が、科学研究を実施又は支援するための権限等を規定する。

<sup>3</sup> “Queen’s Speech 2019: Background Briefing Notes,” 2019.10.14, p.93. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/queens-speech-2019-background-briefing-notes>>

<sup>4</sup> 1ポンドは、約155円（令和4年4月分報告省令レート）。

<sup>5</sup> “Budget 2020,” 2020.3.11. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/budget-2020-documents>> 同予算案では、2024-25年までに公的な研究開発資金を220億ポンドに増額し、2027年までに研究開発に対する英国全体の支出をGDPの2.4%にするという政府目標も示された。

<sup>6</sup> Advanced Research and Invention Agency Act 2022 c.4. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/4/contents/enacted>>

<sup>7</sup> 委任立法とは、大臣その他の公的機関が、議会制定法によって付与された権限に基づき定める法令を指す。濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1056, 2019.5.28, p.13. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11286064\\_po\\_1056.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1)>

<sup>8</sup> 本稿執筆時点において未施行である。

<sup>9</sup> Department for Business, Energy & Industrial Strategy, “Advanced Research and Invention Agency (ARIA): Policy Statement: Policy paper,” 2021.3.19. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/advanced-research-and-invention-agency-aria-statement-of-policy-intent/advanced-research-and-invention-agency-aria-policy-statement>>

ARIA を設立する（第 1 条）。ARIA は、科学的研究<sup>10</sup>の実施、科学的知識<sup>11</sup>の開発・利用、科学的知識の収集・共有・促進を行い、又は他者への委託若しくは支援を行うことができる。他者への支援に関しては、①奨励・促進・助言、②補助金、融資、企業等への出資、その他財政援助、③権利又は財産の提供を行うことができる。ARIA は、財政援助又は財産の提供を行う場合に条件を付すことができ、その条件には、財政援助の返済・補償、財産の回復、ARIA への情報提供に関する規定が含まれる。ARIA の活動は英国国内に限定されないが、ARIA は、英国の経済成長又は経済的利益への貢献、科学的イノベーション及び発明の促進、生活の質の向上など、英国の利益のために望ましいものであるかを考慮してその機能を行行使しなければならない（第 2 条）。ARIA は、失敗のリスクが高い科学的研究又は科学的知識の開発・利用を通じて達成又は促進される重要な利益の可能性に特に重点を置き、その機能を行行使することができる（第 3 条）。

#### (2) 補助金交付、安全保障上の指示、情報提供等の主務大臣に関連する事項（第 4 条～第 6 条）

主務大臣は、ARIA に補助金を交付することができ、その際に、支払った補助金の返済に関する規定を含む条件を付すことができる（第 4 条）。主務大臣は、国家安全保障上必要又は適切であると考えられる場合、ARIA にその機能の行使について指示を与える（指示の変更又は撤回を含む。）ことができ、ARIA はその指示に従わなければならない（第 5 条）。ARIA は、主務大臣が ARIA に関する職務上の目的等のために求める情報を、主務大臣が求める形式で提供しなければならない。情報の開示がデータ保護法（data protection legislation）<sup>12</sup>に違反する等の場合は、開示は求められない（第 6 条）。

#### (3) 解散（第 8 条）

主務大臣は、規則の制定により、ARIA の解散について規定することができる。ただし、この法律の制定から 10 年以内は当該規則を制定することはできず、当該規則の作成前に、ARIA 及び主務大臣が適切と考えるその他の者と協議を行わなければならない。当該規則には、ARIA の財産、権利又は責任の主務大臣等への移転に関する規定、同規定に関する権利の付与・消滅又は責任の負担・消滅に関する規定、ARIA が実施した事項の継続的な取り組みに関する規定、解散により損失・損害を被る者に対する主務大臣又は ARIA による補償金の支払に関する事項等を含むことができる。

#### (4) 規則（第 10 条）

この法律に基づき、委任立法により規則を制定する権限及び規則制定のための議会手続について定める。第 8 条（ARIA の解散権）に基づく規則を含む委任立法は、その案が議会に提出され、各院の決議によって承認されない限り制定することはできない。この法律に基づく規則を含むその他の委任立法は、議会のいずれかの院の決議により無効となる。

<sup>10</sup> 科学（社会科学を含む）又は技術分野の研究開発をいう。

<sup>11</sup> 科学（社会科学を含む）又は技術に関する知識であって、科学的研究の結果を含むものをいう。

<sup>12</sup> 2018 年データ保護法 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12/contents/enacted>> における用語と同じ意義を有する。すなわち、①EU 一般データ保護規則（GDPR）、②適用 GDPR、③2018 年データ保護法、④2018 年データ保護法に基づき作成された規則、⑤1972 年欧州共同体法第 2 条第 2 項に基づき作成された、GDPR 又は法執行指令に関連する規制をいう。